

改正案	現行
<p>(受験資格)</p> <p>第六条 上級保安技術職員試験を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、高等専門学校もしくは高等学校もしくは従前の規定による大学、専門学校もしくは甲種工業学校において、鉱業に関する学科を修めこれを卒業した者またはこれと同等以上の学力を有する者</p> <p>二 (略)</p> <p>第七条 削除</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第六条 上級保安技術職員試験を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、高等専門学校もしくは高等学校もしくは従前の規定による大学、専門学校もしくは甲種工業学校において、鉱業に関する学科を修めこれを卒業した者またはこれと同等以上の学力を有する者であつて、一年以上鉱業に関する実務に従事したものである者</p> <p>二 (略)</p> <p>第七条 普通保安技術職員試験を受けようとする者は、一年以上鉱業に関する実務に従事した者でなければならない。ただし、汽缶係員試験、火薬係員試験、乙種発破係員試験又は溶接係員試験を受けようとする者であつて、当該職務に関する経験が一年以上のものについては、この限りでない。</p>